



船舶戦争保険ニュース

船舶戦争保険・契約解除・自動終了条項の変更について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、船舶戦争保険契約につき、2023年4月1日午前0時（日本時間）より「保険契約解除・自動終了特別条項」を下記のとおり変更いたしますのでご案内申し上げます。

敬具

記

1. 解除予告期間の変更：『保険契約解除・自動終了特別条項』

(新)	(旧)
<p>【変更】</p> <p>第1条 当社は、7日前の保険契約者に対する書面予告をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、連合王国、アメリカ合衆国、フランス共和国、ロシア連邦および中華人民共和国のうちいずれかが関与する事態を理由とする場合は、72時間前の保険契約者に対する書面予告をもって、この保険契約を解除することができます。</p> <p>2. 前項の解除は、予告を発した日の午後12時から起算して7日が経過した時、または前項のただし書きの規定による解除の場合は、予告を発した日の午後12時から起算して72時間が経過した時（いずれについても以下「予告期間満了時」という。）から将来に向かってその効力を生じます。</p>	<p>第1条 当社は、7日前の保険契約者に対する書面予告をもって、この保険契約を解除することができます。</p> <p>2. 前項の解除は、予告を発した日の午後12時から起算して7日経過した時（以下「予告期間満了時」といいます。）から将来に向かってその効力を生じます。</p>

2. 適用開始日時

2023年4月1日 午前0時（日本時間）より

3. 変更背景

昨年2月のロシアによるウクライナ侵攻を受けて、五大国が関与する事態の発生が現実のリスクとして再認識されました。この度の変更は、国際船舶保険マーケット・再保険マーケットにおける対応も踏まえた変更です。

以上